

政令第二百十三号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）別表第一第二十八号、別表第二第九十四号及び第二十三条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十六号の八を第二十六号の九とし、第二十六号の二から第二十六号の七までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二 ヘキサクロロシクロペンタジエン及びこれ含有する製剤

第二条第一項第十四号の四ただし書中「一%」を「一・五%」に改め、同項第十五号の三ただし書中「一%」を「二%」に改め、同項中第二十八号の十二を第二十八号の十三とし、第二十八号の十一を第二十八号の十二とし、第二十八号の十の次に次の一号を加える。

二十八の十一 三・（六・クロロピリジン・三・イルメチル）・一・三・チアゾリジン・二・イリデンシ  
アナミド及びこれ含有する製剤。ただし、三・（六・クロロピリジン・三・イルメチル）・一・三・

チアゾリジン・ニ・イリデンシアナミド・五％以下を含有するものを除く。

第二条第一項第三十二号中(128)を(130)とし、(40)から(127)までを(42)から(129)までとし、(39)を(40)とし、(40)の次に次のように加える。

(41) (RS)・シアノ・(三・フェノキシフェニル)メチル $\parallel$ ニ・ニ・三・三・テトラメチルシクロプ

ロパンカルボキシラート(別名フェンプロパトリン)一％以下を含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(38)を(39)とし、(29)から(37)までを(30)から(38)までとし、(28)の次に次のように加える。

(29) (RS)・ニ・シアノ・N・「(R)・一・(二・四・ジクロロフェニル)エチル」・三・三・ジ

メチルブチラミド(別名ジクロシメット)及びこれを含有する製剤

## 附 則

### (施行期日)

1 この政令は、平成十二年五月二十日から施行する。ただし、第二条第一項第十四号の四、第十五号の三及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十六号の二及び第二条第一項第二十八号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十二年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十二年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。